

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

土浦市総務部課税課

日頃より、本市の税務行政にご協力をいただきましてありがとうございます。

この手引きをご参照のうえ、「市民税・県民税申告書」を正しく記入をされますようお願いいたします。

申告書は、あなたの市民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、国民健康保険税の算定や、医療福祉費支給制度（マル福）・児童扶養手当など給付資料にもなります。

申告が必要な人（確定申告書を提出される方を除きます。）

令和7年1月1日現在、土浦市内に住所を有する人で、前年中の状況が次に該当する方です。

1. 事業所得（営業等・農業）、不動産所得、配当所得、雑所得（公的年金を除く）があった方。
2. 給与所得者で次に該当する方。
 - （1）勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていない方。
 - （2）日雇い・パート等により勤務先が一定していない方、前年の途中で退職しその後再就職せず年末調整を受けていない方。
 - （3）給与以外に「配当・原稿料・家賃」等の所得があった方、又は2ヶ所以上から給与を受けた方。
※年末調整済の給与以外の所得があり、その金額が20万円以下の場合は、所得税の申告はしなくてもよいことになっておりますが、市民税・県民税の申告はしなければなりません。
3. 医療費控除を受けようとする方。
4. 国民健康保険に加入している方や非課税の決定が必要の方。
5. 『公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方』で、医療費控除など各種控除を市民税・県民税に反映させる方。
※『公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その金額が20万円以下である方』は、所得税の申告はしなくてもよいことになっておりますが、市民税・県民税の申告はしなければなりません。

※ 税務署へ確定申告書を提出される方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

申告に必要なもの

1. 市民税・県民税申告書
2. 令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の所得を証明できる書類
 - 給与・年金等の源泉徴収票
 - 事業・農業・不動産収入のある方は、収支内訳書（内容記載）
 - 外交員報酬・原稿料・講演料等の支払調書
3. 令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の所得控除の書類
 - 国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は、領収書または医療費通知、及び保険等で補てんされた金額の明細書・証明書等により、医療費控除の明細書を作成してください。（領収書等の添付又は提示は必要ありません。）
 - 寄附金税額控除（NP0・公益社団法人・都道府県又は市町村に寄附した方）を受ける方は、その領収書・証明書
 - 障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳又はその写しを申告時に提示してください。
4. 個人番号カード（マイナンバーカード）または個人番号（マイナンバー）が記載された書類（10頁をご参照ください。）及び運転免許証等の身元確認ができる書類
5. 国外に居住する親族について、配偶者控除や扶養控除の適用を受ける場合には、以下の書類
 - どの対象者でも必須となる書類
 - ・ 親族関係書類（例）：戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等
 - ・ 送金関係書類（例）：金融機関の外国送金依頼書、クレジットカードの利用明細書等
 - ※扶養控除にかかる国外居住親族が年齢30歳以上70歳未満の人である場合は、上記書類の添付に加え、次のいずれかの要件を満たした場合のみ控除が適用されます（障害者を除く）。
 - ・ 留学証明書類（ビザ等の写し又は在留カードに相当する書類等の写し）を添付した場合
 - ・ 送金関係書類にて国外居住親族への生活費・教育費の支払合計額が38万円以上であることが確認できた場合

※収支内訳書、医療費控除の明細書は、課税課ホームページからダウンロードができます。また、申告期間中は支所・出張所で配布しています。

※源泉徴収票などの添付書類は、申告書の裏面などに貼りつけずに持参してください。

※作成済申告書を郵送する場合の留意点などは、この手引きの最後の頁（10頁）をご確認ください。

記載例(表)

申告者本人のマイナンバーの記載をお願いします。

令和7年度分 市民税・県民税 申告書

土浦市長殿	現住所	土浦市〇〇町〇番〇号		業種又は職業	会社員
	1月1日現在の住所			電話番号	(826) 1111
	フリガナ	ツチウラ タロウ		個人番号	1234567899999
提出年月日	氏名	土浦 太郎		続柄	本人
年 月 日	生年月日	明・大平・令	54 6・20	世帯主の氏名	土浦 太郎

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13	社会保険の種類	支払った保険料
	健康保険、厚生年金、雇用保険	250,620 円
15	生命保険料の計	旧生命保険料の計
	118,000 円	
16	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	12,000 円	18,000 円
17~19	配偶者控除、ひとり親控除、勤労学生控除	
20	障害者控除	
21~22	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	
23	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
24	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
25	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
26	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
27	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
28	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
29	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
30	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
31	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
32	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
33	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
34	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
35	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
36	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
37	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
38	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
39	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
40	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
41	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
42	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
43	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
44	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
45	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
46	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
47	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
48	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
49	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
50	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
51	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
52	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
53	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
54	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
55	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
56	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
57	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
58	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
59	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
60	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
61	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
62	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
63	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
64	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
65	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
66	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
67	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
68	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
69	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
70	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
71	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
72	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
73	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
74	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
75	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
76	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
77	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
78	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
79	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
80	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
81	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
82	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
83	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
84	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
85	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
86	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
87	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
88	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
89	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
90	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
91	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
92	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
93	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
94	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
95	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
96	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
97	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
98	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
99	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	
100	扶養親族のマイナンバーの記載をお願いします。	

1	収入金額等	事業収入	営業等	ア	円
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	3,000,000	
		公的年金等	キ		
		業務	ク		
		その他	ケ		
		短期	コ		
		長期	サ		
		一時	シ		
2	所得金額	事業収入	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	2,020,000	
		公的年金等	⑦		
		業務	⑧		
		その他	⑨		
		合計	⑩		
		総合課税・一時	⑪		
		合計	⑫	2,020,000	
4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	250,620	
		小規模企業共済等掛金控除	⑭		
		生命保険料控除	⑮	56,000	
		地震保険料控除	⑯	16,000	
		配偶者(特別)控除	⑰		
		扶養控除	⑱	780,000	
		基礎控除	⑲	430,000	
		⑬から⑲までの計	⑳	1,862,620	
		雑損控除	㉑		
		医療費控除	㉒	166,250	
		合計	㉓	2,028,870	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き(特別徴収)
- ☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

26	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
27	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
28	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	288,250 円	22,000 円	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1. 令和7年度申告書の書き方

市民税・県民税は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間に得た所得に対して課税されますので、令和6年中の所得額及び控除額について申告してください。

(1) 所得の種類及び計算方法（申告書の1収入金額等及び2所得金額）

種 類			所 得 の 内 容	所得（総所得金額）の計算方法	
事業	営 業 等	ア	製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業等の営業から生じる所得、及び保険外交員、塾の経営などの事業から生じる所得	収入金額 － 必要経費 － 事業専従者控除額	注 1
	農 業	イ	田・畑・果樹・畜産などから生じる所得	収入金額 － 必要経費 － 事業専従者控除額	注 1
不動産所得		ウ	地代、家賃、駐車場代、土地や家屋の権利金等の所得	収入金額 － 必要経費 － 事業専従者控除額	注 1
利 子		エ	公社債や預貯金の利子、貸付信託や公社債投資信託の収益の分配などから生じる所得	収入金額 ＝ 所得金額	
配 当		オ	株式等の配当、証券投資信託の収益の分配、出資の余剰金の分配などから生じる所得	収入金額 － 株式などを取得するための借入金利子	
給 与 所 得		カ	給与・賃金・賞与などの所得	収入金額 － 給与所得控除額	注 2
雑所得	公的年金等	キ	公的年金等（国民年金・厚生年金・共済年金）と恩給や過去の勤務に基づき雇用主から支給される年金等の所得	公的年金等の収入金額 － 公的年金等控除額	注 3
	業 務	ク	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの	公的年金等以外の収入金額 － 必要経費	
	そ の 他	ケ	作家以外の方の原稿料や印税、講演料、生命保険年金、互助年金等の所得	公的年金等以外の収入金額 － 必要経費	
総合譲渡	短 期	コ	車両、機械、営業権などを譲渡した場合に生じる所得で所有期間が5年以下のもの	収入金額 － （取得費＋譲渡費用） － 特別控除額（最高50万円）	
	長 期	サ	車両、機械、営業権などを譲渡した場合に生じる所得で所有期間が5年を超えるもの	$\left\{ \begin{array}{l} \text{収入金額－（取得費＋譲渡費用）} \\ \text{－特別控除額（最高50万円）} \end{array} \right\} \times 1/2$	
一 時 所 得		シ	賞金、懸賞金、競輪などの払戻金など一時的な所得	$\left\{ \begin{array}{l} \text{収入金額－収入を得るために支出した額} \\ \text{－特別控除額（最高50万円）} \end{array} \right\} \times 1/2$	
分離譲渡所得・退職所得については8頁を参照してください。					

注1. 事業専従者控除（青色申告者を除く。）

○事業専従者とは、納税義務者と生計を一にする親族で次のいずれにも該当するものをいいます。

（1）前年の12月31日の現況で年齢が15歳以上であること。

（2）その納税義務者の経営する事業に、その年を通じて6ヶ月を超える期間専ら従事する親族であること。

○事業専従者控除額は、事業専従者1人につき50万円まで（配偶者の場合は86万円まで）となります。ただし、その事業所得金額を事業専従者の数に1を加えた数で除して得た金額までが限度となります。（事業専従者の給与所得に係る収入金額となります）

※事業専従者である人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

注2. 給与所得の計算

収入金額	所得	収入金額	所得
0円～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	(A) ×60% + 100,000円
551,000円～1,618,999円	給与収入－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	(A) ×70%－80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	(A) ×80%－440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	給与収入×90%－1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	給与収入－1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

※(A)の計算方法は、給与収入金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000を掛けた金額です。

※下記の1、2に該当する方は、上表より算出した給与所得金額から所得金額調整控除額を差し引いたものが、最終的な給与所得金額です。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する方

ア 特別障害者

イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する方

ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方

所得金額調整控除額＝{給与収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円} ×10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝{給与所得控除後の給与等の金額（※）＋公的年金等に係る雑所得の金額（※）}－10万円

(※)10万円を超える場合は10万円

注 3. 公的年金等に係る雑所得の計算

■65 歳以上の方（昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた人）

公的年金収入金額	公的年金等に係る雑所得		
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
3,300,000 円未満	年金収入 — 1,100,000 円	年金収入 — 1,000,000 円	年金収入 — 900,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	年金収入×75% — 275,000 円	年金収入×75% — 175,000 円	年金収入×75% — 75,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	年金収入×85% — 685,000 円	年金収入×85% — 585,000 円	年金収入×85% — 485,000 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	年金収入×95% — 1,455,000 円	年金収入×95% — 1,355,000 円	年金収入×95% — 1,255,000 円
10,000,000 円以上	年金収入 — 1,955,000 円	年金収入 — 1,855,000 円	年金収入 — 1,755,000 円

■65 歳未満の方（昭和 35 年 1 月 2 日以降に生まれた方）

公的年金収入金額	公的年金等に係る雑所得		
	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
	1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
1,300,000 円未満	年金収入 — 600,000 円	年金収入 — 500,000 円	年金収入 — 400,000 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	年金収入×75% — 275,000 円	年金収入×75% — 175,000 円	年金収入×75% — 75,000 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	年金収入×85% — 685,000 円	年金収入×85% — 585,000 円	年金収入×85% — 485,000 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	年金収入×95% — 1,455,000 円	年金収入×95% — 1,355,000 円	年金収入×95% — 1,255,000 円
10,000,000 円以上	年金収入 — 1,955,000 円	年金収入 — 1,855,000 円	年金収入 — 1,755,000 円

（ 2 ） 所得控除（申告書の「4 所得から差し引かれる金額」）

種 類	要 件	控除額
⑬ 社会保険料控除	配偶者やその他の親族のために、前年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、退職後の任意継続保険料、厚生年金保険料、介護保険料などの掛金の金額が控除されます。領収書または証明書をご持参ください。 ※あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の年金から差し引きされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料については、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。	左記の合計金額
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが前年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金又は心身障害者扶養共済掛金の金額が控除されます。証明書をご持参ください。	支払った金額
⑮ 生命保険料控除	あなたや配偶者、その他の親族（生計を一にしていなくてもよい）が受取人となっている保険料のうち、あなたが前年中に支払った生命保険契約や個人年金保険契約などに基づく保険料や掛金が控除されます。証明書をご持参ください。	別表 1
⑯ 地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している住宅や家財等の資産について生じた損失の額を補てんする地震保険などの保険料が控除されます。証明書をご持参ください。	別表 2
⑰ 寡婦控除	あなたが次の①、②のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①夫と離婚した後、再婚していない方 子以外の扶養親族を有し、合計所得が 500 万円以下で、事実婚状態でない ②夫と死別した後再婚していない方、又は夫の生死が明らかでない方 合計所得が 500 万円以下で、事実婚状態でない	26 万円 別表 3
⑱ ひとり親控除	現に婚姻していない方で性別にかかわらず、生計を一にする子がある場合（事実婚状態でない） ・生計を一にする子は、前年の総所得金額等が 48 万円以下で他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない人に限る。 ・本人の前年の合計所得金額が 500 万円以下である人に限る。	30 万円 別表 3
⑲ 勤労学生控除	あなたが大学・高等学校などの学生及び生徒で合計所得金額が 75 万円（ただし自己の勤労によらない所得が 10 万円）以下の場合 学生証等をご持参ください。	26 万円

種 類		要 件	控除額
⑳	障害者控除	あなた又は配偶者及び扶養親族が障害者の場合（障害者手帳や認定書の交付を受けている場合は提示が必要）	
		特別障害者：身体障害者手帳１・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａ・㉔の人など	30 万円
		同居特別障害者：あなたの配偶者又は扶養親族が特別障害者であり、あなた・あなたの配偶者・あなたと生計を一にするその他の親族いずれかと同居を常況としている人	53 万円
		その他の障害者	26 万円
㉑	配偶者控除	あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、前年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した人は、その死亡日）現在、前年の合計所得金額が 48 万円（給与収入のみの場合は 103 万円）以下の生計を一にする配偶者（内縁関係は含まない）を有する場合	別表 4
		一般の配偶者：６頁をご参照ください。	
		70 歳以上の配偶者（昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ）：６頁をご参照ください。	
㉒	配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にしている配偶者を有し、配偶者控除の適用がない場合に、配偶者（内縁関係は含まない）の所得金額に応じて一定の金額の所得控除が受けられます。６頁をご参照ください。	
㉓	扶養控除	前年の 12 月 31 日（年の途中で死亡した人は、その死亡日）現在、前年の合計所得金額が 48 万円（給与のみの場合は収入額が 103 万円）以下の生計を一にする親族を有する場合	
		16 歳未満の扶養親族（平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた人）	控除対象外
		一般の扶養親族（16 歳以上 19 歳未満の人、23 歳以上 70 歳未満の人）	33 万円
		特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満の人 平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに生まれた人）	45 万円
		老人扶養親族（70 歳以上の人 昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた人）	38 万円
		同居老親等扶養親族（申告者又は申告者の配偶者の直系尊属で同居している人）38 万円＋7 万円	45 万円
㉔	基礎控除	合計所得金額 2,500 万円以下の方が受けられます。	別表 5
㉖	雑損控除	あなたやあなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族が災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合に控除されます。 ①（損害金額－保険金等により補てんされる額）－（総所得金額等の合計額×10％） ②（災害関連支出金額－保険金等により補てんされる金額）－ 5 万円	①か②の多いほうの金額
㉗	医療費控除	①前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費です。 （支払った医療費－社会保険からの給付金・生命保険金等による補てん金） －（総所得金額等の合計額の 5％または 10 万円のいずれか少ない金額）控除限度額 200 万円 ②セルフメディケーション制度：７頁をご参照ください。	①か②の多いほうの金額

※総所得金額等の合計額とは、純損失・雑損失の繰越控除適用後の総所得金額と繰越損失適用後の分離課税所得の合計額です。

※合計所得金額とは、純損失・雑損失の繰越控除適用前の総所得金額と繰越損失適用前の分離課税所得の合計額です。

※①から③の判定は、前年の 12 月 31 日の現況で行います。（年の途中で死亡した場合はその時点）

※国外に居住する扶養親族の適用を受ける場合は、親族関係書類や送金関係書類などの添付が必要です。詳しくは 1 頁をご確認ください。

別表 1 生命保険料・介護医療保険料及び個人年金保険料控除額計算表

一般生命保険料・介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合

新契 約	支払った保険料	控 除 額	旧契 約	支払った保険料	控 除 額
	12,000 円以下	支払額全額		15,000 円以下	支払額全額
	12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円		15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円
	32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円		40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円
	56,001 円以上	28,000 円		70,001 円以上	35,000 円

※平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）

※それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額 70,000 円）

※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合

新契約と旧契約それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額（限度額 28,000 円）

別表 2 地震保険料控除額計算表（地震保険契約等の保険料を支払った場合）

	支払った地震保険料の区分	支払った保険料	控除額
A	地震保険料のみ		支払った保険料の金額÷2（最高 25,000 円）
B	旧長期損害保険料のみ	5,000 円以下	支払った保険料の金額
		5,001 円～15,000 円	支払った保険料の金額÷2 +2,500 円
		15,001 円以上	10,000 円
A と B がある場合			A、B それぞれ計算した金額の合計額（最高 25,000 円）

（注意）一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。
※平成 18 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧長期損害保険料）

別表 3 ひとり親控除・寡婦控除確認表

ひとり親控除・寡婦控除確認表							
	配偶者との関係	死別		離婚		未婚	
	本人合計所得	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超	500 万円以下	500 万円超
本人 女性	扶養親族（子）あり	ひとり親控除 （控除額 30 万円）	—	ひとり親控除 （控除額 30 万円）	—	ひとり親控除 （控除額 30 万円）	—
	扶養親族（子以外）あり	寡婦控除 （控除額 26 万円）	—	寡婦控除 （控除額 26 万円）	—	—	—
	扶養親族なし	寡婦控除 （控除額 26 万円）	—	—	—	—	—
本人 男性	扶養親族（子）あり	ひとり親控除 （控除額 30 万円）	—	ひとり親控除 （控除額 30 万円）	—	ひとり親控除 （控除額 30 万円）	—
	扶養親族（子以外）あり	—	—	—	—	—	—
	扶養親族なし	—	—	—	—	—	—

別表 4 配偶者（特別）控除速見表（配偶者と生計を一にしている場合）

	配偶者の 合計所得金額	給与収入額に 換算した額	夫（または妻）の合計所得金額			
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
除額 配偶者控	48 万円以下	1,030,000 円以下	33 万円	22 万円	11 万円	控 除 適 用 な し
	老人控除対象配偶者 （70 歳以上の配偶者）		38 万円	26 万円	13 万円	
配偶者 特別 控 除 額	48 万円超 95 万円以下	1,030,000 円超 1,500,000 円以下	33 万円	22 万円	11 万円	
	95 万円超 100 万円以下	1,500,000 円超 1,550,000 円以下				
	100 万円超 105 万円以下	1,550,000 円超 1,600,000 円以下	31 万円	21 万円		
	105 万円超 110 万円以下	1,600,000 円超 1,667,999 円以下	26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下	1,667,999 円超 1,751,999 円以下	21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下	1,751,999 円超 1,831,999 円以下	16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下	1,831,999 円超 1,903,999 円以下	11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下	1,903,999 円超 1,971,999 円以下	6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下	1,971,999 円超 2,015,999 円以下	3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超	2,015,999 円超	控 除 適 用 な し			

別表 5 基礎控除

- ・合計所得金額が 2,400 万円を超える場合については、その合計所得金額に応じて控除額が通減し、2,500 万円を超える場合については、基礎控除は適用されません。

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

別表 6 医療費控除

- あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。
未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

◎医療費控除額の計算方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{その年中に} \\ \text{支払った医療費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{注 1} \\ \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{注 2} \\ \text{10 万円又は所得金額の 5\%} \\ \text{(どちらか少ない額)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array} \right)$$

注 1：保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金や社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金、医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金などです。

なお、保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

注 2：所得金額とは、総所得金額等の合計額のことです。詳しくは、5 頁をご覧ください。

- 医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります。
明細書を事前にご準備いただけなかった場合は、受付会場の申告書記載コーナーでご自身で明細書をご記入いただき、再度窓口に来ていただく必要がございますので、事前にご準備いただきますよう、ご協力をお願いいたします。
※領収書の添付又は提示は必要ありません。

別表 7 セルフメディケーション税制による医療費控除の特例

定期健康診断などを受けている方で、対象となる市販薬（※）を、年間 12,000 円を超えて購入した方は、申告することで所得控除が受けられるようになります。

※対象となる市販薬…要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。

具体的な医薬品については、厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制対象医薬品 品目一覧」をご覧ください。

- 対象となる方
所得税や市民税・県民税を納めている方で、下記のいずれかを受けている方
 - ・勤務先での定期健診 ・特定健康診査（いわゆるメタボ健診） ・予防接種
 - ・定期健康診断（事業主診断） ・健康診査（いわゆる人間ドック等で医療保険者が行うもの） ・がん検診
- 金額対象となる医薬品を、年間 12,000 円を超えて購入した場合、その金額を超えた部分の金額について所得控除を受けることができます。
(例) 50,000 円分の対象医薬品を購入した場合の控除額
50,000 円（対象医薬品の購入金）－12,000 円＝38,000 円（控除額）
※控除上限金額は 88,000 円です。
※購入金額には「生計を一にする配偶者その他の親族の分」も含まれます。
- 必要なもの
 - ・「セルフメディケーション税制の明細書」
明細書を事前にご準備いただけなかった場合は、受付会場の申告書記載コーナーでご自身で明細書をご記入いただき、再度窓口に来ていただく必要がございますので、事前にご準備いただきますよう、ご協力をお願いいたします。
※医薬品購入の領収書の添付又は提示は必要ありません。
※令和 4 年度（令和 3 年分）以降の申告書を、令和 4 年 1 月 1 日以後に提出する場合は、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示は不要になりました。

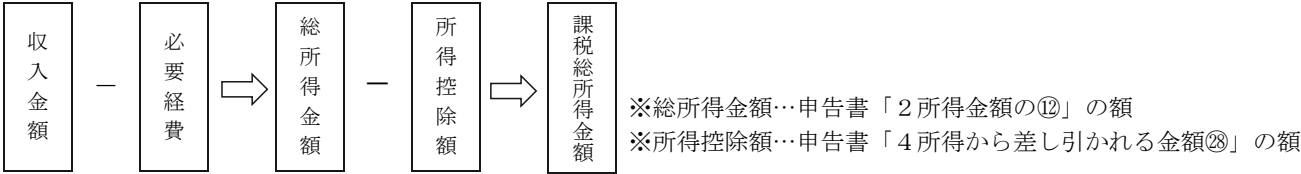
◎注意点

- ・医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。
- ・医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書の確認のため、確定申告期限等から 5 年間、税務署から領収書や、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の提示又は提出を求められる場合がありますので、ご自宅等で保管してください。

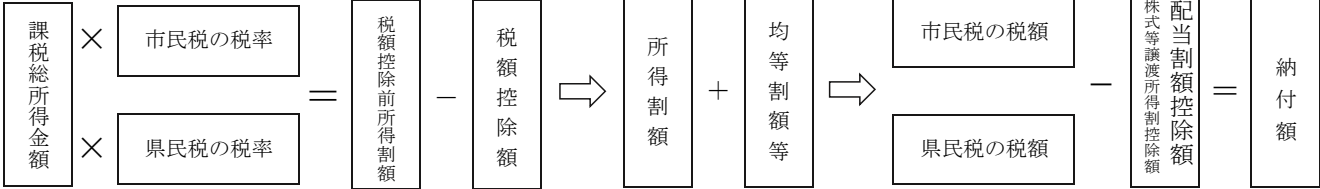
2. 市民税・県民税の計算方法

- 市民税・県民税は下記の計算方法に基づいて算出されます。
- ただし、次に掲げるものに該当する方は、市民税・県民税が非課税になります。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - 障害者・未成年者・寡婦又はひとり親の方で、前年の合計所得金額（5 頁）が 135 万円以下の方
 - 非課税限度額については、以下の算式によります。
- ・均等割の非課税限度額（合計所得金額：5 頁）：（本人＋扶養親族等の人数）×32 万円＋加算額 28 万 9 千円以下
 - ・所得割の非課税限度額（総所得金額等の合計額：5 頁）：（本人＋扶養親族等の人数）×35 万円＋加算額 42 万円以下
- ※扶養親族等を有しない場合、加算額は 10 万円になります。
- ※非課税となる場合で、配偶者が国外に居住している同一生計配偶者である場合、国外配偶者証明書類を住民税申告書に添付又は、提示してください。なお、同一生計配偶者とは、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 48 万円以下の人をいいます。

(1) 課税総所得金額の算出



(2) 市・県民税額の算出



適用される税額控除

寄附金税額控除…
都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金及び都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金について、寄附金税額控除額を市民税・県民税の所得割から減額する控除です。

住宅借入金等特別税額控除…
所得税から控除しきれない住宅借入金特別税額控除額を市民税・県民税の所得割から減額する控除です。

〔所得割の税率〕			〔均等割の税率〕		＋	〔森林環境税〕
課税総所得金額	市民税	県民税	市民税	県民税	＋	森林環境税
一律	6%	4%	年額 3,000 円	年額 2,000 円	＋	年額 1,000 円

〔分離して課税される主な所得〕

種 類	所 得 の 内 容	所得の計算方法・税率
分離譲渡所得	土地や建物等を譲渡した場合に生じる所得	(収入金額)－(取得費＋譲渡費用)－(特別控除額)
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間5年以下のもの	
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間5年超のもの	
株式等に係る譲渡所得	株式や転換社債などを譲渡した場合に生じる所得	上場株 市民税3%(県民税2%)：未公開 市民税3%(県民税2%)
上場株式等の配当等に係る配当所得 ※申告分離課税を選択した場合	株式や出資金に対する剰余金の配当、利益の配当等の所得	収入金額－株式等取得するための負債の利子 (市民税3%、県民税2%)
先物取引に係る雑所得等	先物取引の差金等決済により生じる所得	先物取引に係わる課税雑所得等の金額×市民税3%(県民税2%)
退職所得	退職金などの退職所得に対する個人住民税については、原則として退職所得が生じた年(退職金支給時)に他の所得と区分して課税され、その支給時に特別徴収される仕組みになっています。	

※株式等に係る譲渡所得…特定口座で源泉徴収選択口座を選択している方が申告した場合、所得割額から株式等譲渡所得割額が控除されます。

〔土地建物等の分離課税の譲渡所得の税率〕

区 分	市 民 税	県 民 税	所 得 税
一般の長期譲渡所得	3%	2%	15%
優良住宅地等に係る長期譲渡所得 (譲渡益 2000 万円超の部分)	2.4% (3%)	1.6% (2%)	10% (15%)
所有期間 10 年超の居住用財産に係る長期譲渡所得 (譲渡益 6000 万円超の部分)	2.4% (3%)	1.6% (2%)	10% (15%)
短期譲渡所得 () 内は、国等に対する譲渡	5.4% (3%)	3.6% (2%)	30% (15%)

記載例(裏)

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 円	勤務 日数	月	収 円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等			円		
合 計					
法人番号又は所在地					
勤 務 先 名					
電 話 番 号					

7 事業・不動産所得に関する事項

[illegible]

8 配当所得に関する事項

[illegible]

「収支内訳書」により収入金額、必要経費を計算後、記入してください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	イ
	長 期					ロ
一 時						ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の⑤の所得金額欄へ記入してください。				ニ 合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]		

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面のヘの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
	個人番号 フリガナ			従事月数	
		続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
				従事月数	
			生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
				従事月数	
	個人番号			従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり ・ 承認なし 合 計 額					

の扶養親族等がある場合は、
記入してください。

別居の扶養親族等がいる場合は、必ず記入してください。

13 事業税に関する事項

非課税所得 損益通算の特 例適用前の 不動産所得		所得金額	円
事業用 資産の 譲渡損 失など		資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始 ・ 廃止 月 日		
☐ 他都道府県の事務所等			

12 別居の扶養親族等に関する事項

[illegible]

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
主所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度
氏名					
別居の場合 の住所			個人 番号		

寄附をされた方は、必ず記入してください。

個人番号(マイナンバー)の記載について

- 平成 29 年 1 月(平成 29 年度課税分)から市民税・県民税の申告書を提出するとき、申告者の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。また、扶養親族や事業専従者がいる場合、対象者の個人番号の記載も必要となりました。
- 個人番号を記載した申告書の提出時、本人確認を行っております。個人番号カードをお持ちの場合は、個人番号カードのみで確認が可能ですが、通知カードや個人番号が記載された住民票等、個人番号のみが記載された書類をお持ちの場合は、身元確認のための書類も必要になりますので、運転免許証等もお持ちください。

ふるさと納税(寄附金控除)について

ふるさと納税指定対象の地方公共団体に寄附(ふるさと納税)を行った場合、寄附金額のうち 2,000 円を超える額については、所得税と市民税・県民税から控除されます。

対象となる地方公共団体については、下記の総務省 HP をご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/

◎市民税・県民税における寄附金税額控除額の計算方法

寄附金税額控除額＝基本控除額(A)＋特例控除額(B)

A 基本控除額＝(寄附金額－2,000 円)×10%

※ 寄附金額は総所得金額の 30%が限度

B 特例控除額＝(寄附金額－2,000 円)×(90%－所得税率(0%～45%)×1.021)

※ 特例控除額は市民税・県民税の所得割額の 20%が限度

作成済の申告書を郵送する場合

- ① 申告書の「氏名」「電話番号」欄等に記入のうえ、該当する所得、控除欄に金額を記載願います。
※ 2 頁に申告書表面の記載例が、9 頁に申告書裏面の記載例が掲載されています。
- ② 1 頁に記載の「申告に必要なもの」に該当する書類を添付してください。
※ 書類の添付がないと各種控除を受けられない場合があります。
- ③ 個人番号(マイナンバー)が記載された申告書を郵送する際は、運転免許証等の本人確認書類の写しを同封してください。書留等の追跡可能な方法で送付してください。
※ 普通郵便でも受理しますが、紛失事故等の場合は確認ができませんのでご注意ください。

問い合わせ先・作成済申告書の郵送先

〒300-8686

土浦市大和町 9 番 1 号

土浦市役所課税課市民税係(課税課は 2 階) TEL 029-826-1111 内線 2232・2337

所得税に関する問い合わせは、土浦税務署へ TEL 029-822-1100(代)